

令和 2 年 1 2 月 4 日

高齢者施設 施設長様  
職員の皆様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室  
介護ケア推進課

### 施設内感染防止対策の徹底について（施設職員の皆様へのお願い）

新規感染者数は、11月以降、全国的に増加傾向が強まり、特に、北海道、東京都、愛知県、大阪府及び兵庫県では感染拡大が見られるところです。京都市内でも、11月に入ってから、新規感染者数が急激に増加しており、高齢者施設や医療機関において集団感染や死亡例も発生しています。

このような事態を発生させないためには、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことが極めて重要です。

感染防止対策については、11月18日付け「介護サービス事業所・施設及び老人福祉施設における感染防止対策の再徹底について」等により、再徹底をお願いしているところですが、12月31日までの京都市コロナ感染防止徹底月間（第2弾）の間、特に施設職員の皆様におかれましては、下記対策の徹底をお願いします。

#### 記

#### 1 施設内に持ち込まないための対策

- ・ 毎日、職員が業務に従事する前に体調確認や検温を行い、発熱等がある時は、業務に従事させないでください。
- ・ 職員が勤務中に体調不良になった時は、上司に速やかに報告し、必要に応じて帰宅させてください。
- ・ 職員は、施設内ではもちろんのこと、外出時においてもマスクを着用し、施設入館時に、手洗いや手指消毒を行ってください。

#### 2 施設内で感染拡大させないための対策

- ・ 職員は、施設内ではマスクを着用してください。特に会話する時は、休憩や更衣時等においても、必ずマスクを着用するようにしてください。また、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けるようにしてください。
- ・ 個々の利用者に触れる前後に手洗いや手指消毒を行ってください。感染対策の専門家が、集団感染が発生した高齢者施設を現地調査した結果、感染防止の基本である手洗いが徹底できていなかったことが、一番の課題であるとされています。3で紹介している感染対策研修動画等を参考に、職員全員が、手洗いを正しくできるようになってください。
- ・ テーブルの上や手すり、ドアノブ等、手指を介してウイルスが付着するリスクがある箇所の清掃や消毒をこまめに行ってください。

- ・ 定期的に窓等を開け、換気を行うとともに、空気が乾燥しないようにしてください。
- ・ 施設内での密集するようなイベントは控え、屋外での散歩など、換気と利用者間の距離に留意して、プログラムを工夫して実施してください。
- ・ 感染発生時に濃厚接触者を最小限に抑えられるよう、職員が勤務するユニットやフロアを、日によって変えずに固定してください。職員の体制上、職員がユニットやフロアを跨いで動かざるを得ない時は、別のユニットやフロアに移動する前に、手洗いや手指消毒、エプロンの交換等を行ってください。
- ・ 定期的に入所者の体調確認や検温を行い、発熱等がある時は、個室に移すなどの対応を採ってください。発熱者を移す部屋は、なるべく同一フロア内に確保してください。

### 3 感染防止対策に関する知識の習得

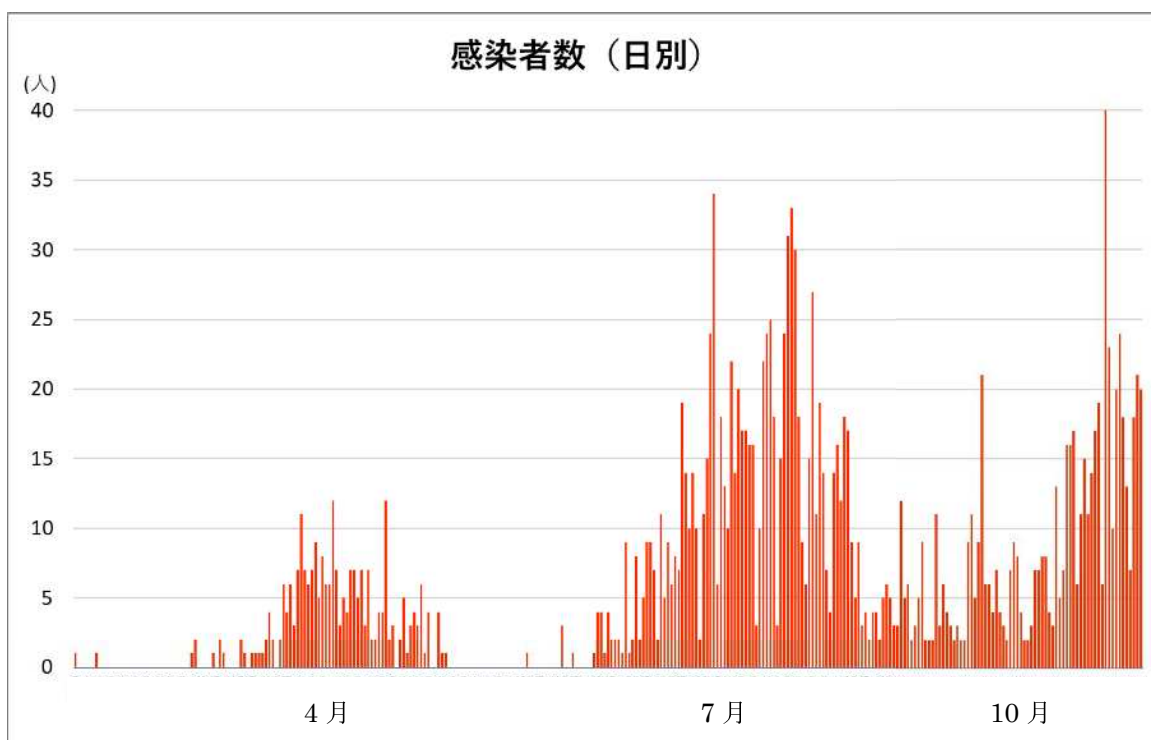
YouTube 京都市介護ケア推進課公式チャンネルに掲載している感染対策研修動画を視聴いただく等により、知識の習得に努めてください。

【YouTube】京都市介護ケア推進課公式チャンネル

[https://www.youtube.com/channel/UCcUQr3U6JAUxGvhKVoUy10w?view\\_as=subscriber](https://www.youtube.com/channel/UCcUQr3U6JAUxGvhKVoUy10w?view_as=subscriber)

※ 手洗いを含む手指衛生に関する動画は、「3-3 感染対策の基本 手指衛生」です。

#### <参考>京都市内の新規感染者の発生状況



令和2年12月3日

障害福祉サービス事業所の長様  
職員の皆様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

### 施設内感染防止対策の徹底について（施設職員の皆様へのお願い）

新規感染者数は、11月以降、全国的に増加傾向が強まり、特に、北海道、東京都、愛知県、大阪府及び兵庫県では感染拡大が見られるところです。京都市内でも、11月に入ってから、新規感染者数が急激に増加しており、高齢者施設や医療機関において集団感染や死亡例も発生しています。

このような事態を発生させないためには、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことが極めて重要です。

感染防止対策については、訪問系、通所系、グループホーム、障害者支援施設の各障害福祉サービス種別に応じた本市作成の感染症対応の手引き等に基づき取り組んでいただいているところですが、12月31日までの京都市コロナ感染防止徹底月間（第2弾）の間、特に施設職員の皆様におかれましては、下記対策の徹底をお願いします。

#### 記

#### 1 施設内に持ち込まないための対策

- ・ 毎日、職員が業務に従事する前に体調確認や検温を行い、発熱等がある時は、業務に従事させないでください。
- ・ 職員が勤務中に体調不良になった時は、上司に速やかに報告し、必要に応じて帰宅させてください。
- ・ 職員は、施設内ではもちろんのこと、外出時においてもマスクを着用し、施設入館時に、手洗いや手指消毒を行ってください。

#### 2 施設内で感染拡大させないための対策

- ・ 職員は、施設内ではマスクを着用してください。特に会話する時は、休憩や更衣時等においても、必ずマスクを着用するようにしてください。また、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けるようにしてください。
- ・ 個々の利用者に触れる前後に手洗いや手指消毒を行ってください。感染対策の専門家が、集団感染が発生した高齢者施設を現地調査した結果、感染防止の基本である手洗いが徹底できていなかったことが、一番の課題であるとされています。3で紹介している感染対策研修動画等を参考に、職員全員が、手洗いを正しくできるようになってください。
- ・ テーブルの上や手すり、ドアノブ等、手指を介してウイルスが付着するリスクがある箇所の清掃や消毒をこまめに行ってください。
- ・ 定期的に窓等を開け、換気を行うとともに、空気が乾燥しないようにしてください。
- ・ 施設内での密集するようなイベントは控え、屋外での散歩など、換気と利用者間の距離に留意して、プログラムを工夫して実施してください。

- ・ 感染発生時に濃厚接触者を最小限に抑えられるよう、職員が勤務するユニットやフロアを、日によって変えずに固定してください。職員の体制上、職員がユニットやフロアを跨いで動かざるを得ない時は、別のユニットやフロアに移動する前に、手洗いや手指消毒、エプロンの交換等を行ってください。
- ・ 定期的に入所者の体調確認や検温を行い、発熱等がある時は、個室に移すなどの対応を採ってください。発熱者を移す部屋は、なるべく同一フロア内に確保してください。

### 3 感染防止対策に関する知識の習得

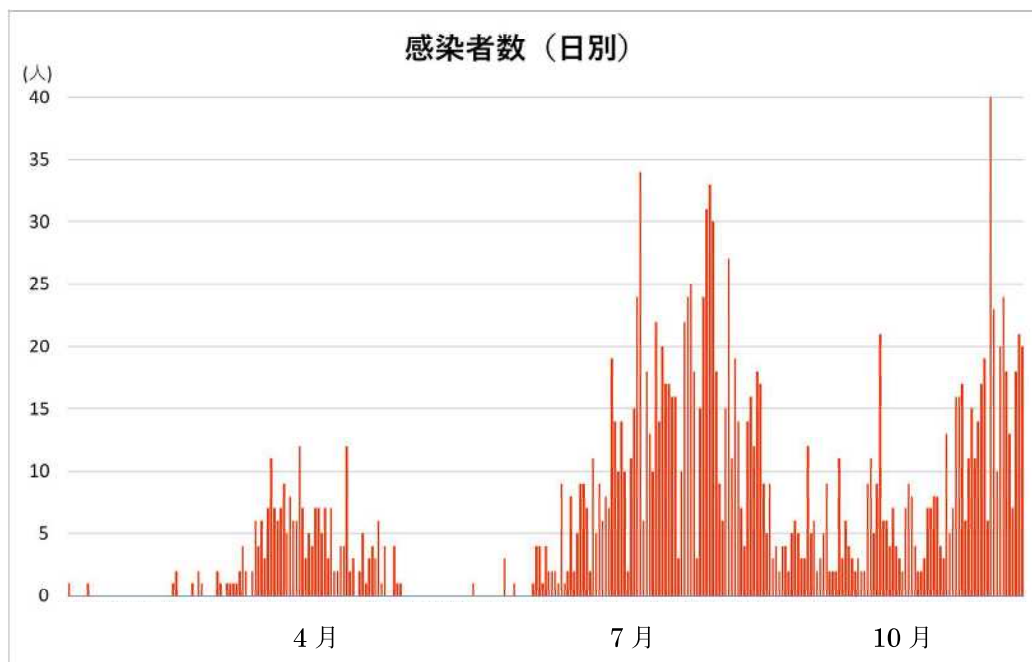
YouTube 京都市介護ケア推進課公式チャンネルに掲載している感染対策研修動画を視聴いただく等により、知識の習得に努めてください。

【YouTube】京都市介護ケア推進課公式チャンネル

[https://www.youtube.com/channel/UCcUQr3U6JAUxGvhKV0Uy10w?view\\_as=subscriber](https://www.youtube.com/channel/UCcUQr3U6JAUxGvhKV0Uy10w?view_as=subscriber)

※ 手洗いを含む手指衛生に関する動画は、「3-3 感染対策の基本 手指衛生」です。

#### <参考1>京都市内の新規感染者の発生状況



#### <参考2>

訪問系サービスにおける感染症対応の手引き

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000273466.html>

通所系サービスにおける感染症対応の手引き

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000274119.html>

グループホームにおける感染症対応の手引き

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000274782.html>

障害者支援施設における感染症対応の手引き

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000278027.html>